平成２２年（フ）第５２４号
新潟市西区上新栄町２丁目14番26号
債務者　西脇　さき
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８６号
新潟市東区東中島２丁目18番67号
債務者　赤澤　成悟
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８７号
新潟市秋葉区下興野町23番13号　コーポひまわり２号、前住所新潟市秋葉区朝日909番地７　ヴィラ・ロータスＧ－１号
債務者　丸山　　雅
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９３号
新潟市中央区女池東１丁目３番１号２　ラシーヌモモⅡＢ－１号、前住所新潟市中央区浜浦町２丁目39番地３　ショゼ浜浦３－Ｂ
債務者　杉本　広美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９５号
新潟市中央区網川原２丁目25番14号
債務者　田辺美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９９号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢102号
債務者　飯野　芳男
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６００号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢102号
債務者　飯野　浩美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２７号
愛知県犬山市大字羽黒字貴船浦10番地１　パインテラス304
債務者　ジャンティ健康カイロこと　川村　真基
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２９号
愛知県一宮市花池４丁目９番28号　ルピナス花池Ｂ－103号
債務者　大倉　優子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３７号
愛知県犬山市大字木津字西ノ山64番地53
債務者　中村　正章
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４６４号
愛知県一宮市下沼町３丁目28番地　ガーデンハイツ下沼Ｃ－201号
債務者　寺西　紀子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０９５号
京都市伏見区横大路下三栖山殿１　ハイム伏見Ｃ－703号、住民票上の住所京都市伏見区石田森南町34番地　都市公団醍醐石田団地29－205
債務者　齊藤　弘之
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０３号
京都市南区吉祥院中河原里北町41番地　アベニュー千鶴402号
債務者　谷口　廣行
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０９号
京都市山科区椥辻東潰１番地　山本グランドハイツ306号
債務者　三輪くみこ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２９号
京都市右京区嵯峨野有栖川町１番地96　野本方
債務者　焼肉三昧スタミナ苑こと　中村　友一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３８号
京都府宇治市木幡平尾27番地の589
債務者　村井　晴恵（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０８号
京都市左京区上高野隣好町53番地の５
債務者　雲　　喜勝（債務発生時の姓義永）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係